

養育費と面会交流との関係について

養育費の支払いと面会交流は別の問題で、交換条件にすることはできませんが、養育費は子どもの生活を支えるもの、面会交流は子どものすこやかな成長をねがって行うもので、どちらも子どもにとって必要なものです。
車の両輪のようにともに実行したいものです。

平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益を最も優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。
民法(明治29年法律第89号)※平成23年の一部改正後のもの
(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)
第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。2～4(略)

問い合わせ先

法的な問題全般についてのお問い合わせは

日本司法支援センター(愛称:法テラス)

ナビダイヤル 0570-078374

<http://www.houterasu.or.jp/>

養育費については

最寄りの母子家庭等就業・自立支援センター

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/2b.html>

または養育費相談支援センター

フリーダイヤル 0120-965-419

※携帯電話・PHSからは「03-3980-4108」にお電話ください。

<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/>

申立てを行うための手続、必要書類、費用等については

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

●ファクシミリ機能付き電話の方は

家事手続情報サービス ナビダイヤル 0570-031840

▶音声案内に従って次のコード番号をプッシュしてください。

養育費請求(案内)5513/(申立書・記入例)7513

面会交流(案内)5514/(申立書・記入例)7514

<http://www.moj.go.jp>

法務省民事局参事官室

TEL 03-3580-4111

夫婦が離婚をするときに

～子どものために話し合っておくこと～

夫婦が離婚という結論に至るまでには、さまざまないきさつや事情があったことと思います。親にとっても、それを乗り越えて新しい生活を築いていくことは、決してたやすいことではありませんが、子どもにとっても、また、両親の離婚は、とても大きなできごとです。子どもがこのできごとを乗り越えてすこやかに成長していけるように、夫婦が離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費の分担」と「面会交流」があります。

平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取決めをするときは子の利益を最も優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。



法務省





養育費の取決めについて

養育費とは

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。

一般的には、経済的・社会的に自立していない子が自立するまで要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

親の子どもに対する養育費の支払義務(扶養義務)は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務(生活保持義務)だとされています。

子どもがいる夫婦が離婚する場合、基本的にはどちらか一方が親権者となって子どもを養育することになりますが、離婚により親権者でなくなった親であっても、また、子どもと離れて暮らすこととなった親であっても、子どもの親であることに変わりはありませんから、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。

子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。

養育費の取決めについて

養育費は、子どものためのものですから、子どもと離れて暮らすことになる親と子どもとの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。新しい生活の始まりからすぐに養育費の支払がスムーズに行われるように、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておくのがよいでしょう。養育費の取決めは、後日その取決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう(できれば「公正証書」にするのがよいでしょう。)

養育費の支払は、長い年月継続するものです。その間、子どもと一緒に暮らす親にすれば、子どもの病気などにより監護費用が増えることもあるで

しょうし、離れて暮らす親にすれば、再婚により扶養家族が増えたりすることもあるでしょう。事後的な事情の変更がある場合には、いったん取り決めた養育費の増額や減額を他方の親に求めることができる場合があります。

なお、離婚時の取決めや、その後の増額又は減額について、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。家庭裁判所の調停でも話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることとなりますが、養育費は、子どもの成長を支えるためにとても大切なものですので、審判であってもその結果を受け入れ、親として養育費の支払を継続していく必要があります。



Q 離婚(別居)をすることになりました。子どもにはどのように説明すればよいのでしょうか?

A 子どもは、その年齢なりに家族の状況を理解しているものです。落ち着いた状況で、離婚(別居)をするのはお子さんのせいではないこと、離婚(別居)したとしてもどちらも親であることに変わりなく、今後も協力し合っていくことを子どもに分かりやすく伝え、安心させてあげましょう。



面会交流の取決めについて



面会交流とは

「面会交流」とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

子どもは、両親の離婚という大きなできごとを経験して、「自分が悪いことをしたのでこんなことになってしまったのではないか?」、「自分を嫌いになっていなくなってしまったのではないか?」などと不安な気持ちになったりします。面会交流は、そんな子どもに、父母それぞれの立場から、「あなた

が悪いんじゃないよ。」「離れて暮らしているけど、どちらの親もあなたのことを好きなんだよ。」という気持ちを伝えていく一つの方法です。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとっては父母はともにかげがえのない存在です。面会交流は、そんな子どものために行うものです。子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力となります。

面会交流の取決めについて

面会交流は子どものすこやかな成長のためにとっても大切なことであり、子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせません。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

面会交流の方法や時期、回数などについては、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。また、親同士がお互いに守らなければならないルールについてもしっかりと決めておくようにしましょう。面会交流の取決めは、後日その取決めの有無や内容について紛争が生じないように、書面に残しておくようにしましょう。

面会交流は、長い年月に渡って行われるものです。また、時間の経過とともにお子さんは成長し、養育環境も変化します。取決めを守って安定した交流を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい面会交流を行っていくことが大切です。

なお、話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることとなりますが、面会交流は、子どものすこやかな成長をねがって行うとても大切なものですから、審判であってもその結果を父母が受け入れて協力しあうことが不可欠です。



Q 離婚(別居)前に家庭内で暴力があった場合でも面会交流をしなければならないのですか?

A 過去の家庭内での暴力がどのようなものであったか、面会交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等の事情によって、面会交流を控えるべき場合もありますし、実施する場合にもどのような方法によるのがよいか異なります。このような事情がある場合に、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所の調停手続を利用するなどして、双方が納得の上で問題が解決できるよう助言やあっせんを得るのがよいでしょう。なお、調停手続を利用した場合、合意ができないときは、審判で決定されることになります。

